

入 札 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 今 西 耕 平

次のとおり、一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

- (1) 件名
陸上自衛隊用賀駐屯地で使用する電気（再生可能エネルギー比率100%）
- (2) 規格
仕様書のとおり
- (3) 履行場所
陸上自衛隊用賀駐屯地
- (4) 履行期間
令和8年4月1日（水）0000～令和9年3月31日（水）2400
- (5) 入札日時
令和8年2月6日（金）1000
- (6) 再度入札日時
同日ただちに実施する。ただし、郵便による参加者がいた場合には下記の日時とする。
令和8年2月12日（木）1000
- (7) 入札場所
陸上自衛隊用賀駐屯地 駐屯地談話室（1号隊舎3階）

2 入札参加資格

- (1) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の等級がC以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。また、競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時まで証明できる者であること。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役

務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合はこの限りでない。
- (11) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (12) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること)
※ 但し、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件等に変更があった場合には、変更後の条件等による。
- (13) 入札に参加する者は、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率が参加を希望する入札における条件を満たす者であること。その際、その供給する電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 小売電気事業登録証明書、適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2(11)(12)及び2(13)に記載の小売電気事業に関する登録証明書、適合証明書及び特定電源割当計画書を提出すること。なお、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された書類は関東補給処用賀支処総務部会計課契約班において審査するものとし、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

(2) 提出方法

メール、持参、郵送（FAX不可）

(3) 提出期限

令和8年2月3日(火)17時00分

(4) 提出先

11(8)のとおり

(5) 入札参加資格結果

令和8年2月4日(水)までに電話又はFAXで通知する。

4 本入札に参加可能な者

本入札においては「2(1)から(12)」までの全ての必要な資格を満たし、かつ再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者の競争参加を認める。

5 契約条項を示す場所

(1) 陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課

(2) 陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga>

6 入札説明会及び競争入札実施要領等

(1) 入札説明会

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は事前の日時調整により個別対応する。

(1) 入札実施要領

初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の違約金を徴収する。

(2) 契約保証金

免除とする。ただし、落札者が契約の履行をしなかった場合、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

(1) 落札決定方式：予定総価

(ただし、契約金額は基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする)

(2) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を入札書に記載すること。

(3) 入札価格の算定にあたり、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。落札者となるべき同額の入札者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 入札者は提出した入札書の引換、変更または取消をすることはできない。

(7) 入札において、代理人が入札する場合には別紙第2の委任状を提出しなければならない。

(8) 入札者又はその代理人は、当該入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(9) 郵便による入札は、令和8年2月5日（木）17時00分必着とする。この際、封書に入札件名、会社名及び「入札書在中」と記載し、事前に郵便入札の旨を連絡するものとする。郵便入札においても、再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。

9 入札の無効

(1) 第2項に示す入札参加資格のない者の入札

(2) 入札金額、入札者の記名押印が不鮮明な入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 電話、電報及びFAXによる入札

(5) 暴力団排除に関する誓約に違反した者の入札

1 0 入札に立ち会う者の条件

- (1) 代表者又は代理人は、会場に入場しようとする場合、当方関係職員の求めに応じ身分証明書の提示、委任状の提出を行わなければならない。
- (2) 入札開始から終了するまでは、真にやむを得ない事情と当方が認めた場合以外は、途中退室は認めないものとする。

1 1 契約書の作成

落札決定後速やかに作成する。

1 2 その他

- (1) 入札参加希望者は、令和8年2月2日までに参加意思表示（メール又は電話）を行い、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）を提出すること。なお、競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中である旨を証明しうる書面を提出すること。（FAX可）
- (2) 電報・電話・FAX・メールによる入札参加は認めない。
- (3) 代金支払いに伴う振込手数料がある場合は、請負側の負担とする。
- (4) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 本契約は、令和8年度予算が成立することを条件とする。
- (6) 入札書については案件名、入札日時及び場所を記載した封筒に封入することとする。また、再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に再度入札書を個別に封入することとする。
- (7) 代金の請求方法
請求は振込手数料を要しない払込取扱票等を添付するものとする。ただし、払込取扱票等を添付できない場合については、官側に発生する振込手数料は業者側が負担するものとする。
- (8) 支払は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条により、履行完了後、契約相手方から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (9) 上記によるほか、この一般競争入札に参加する場合において遵守すべき事項は、「公告」及び「入札及び契約心得によるものとする。
- (10) 問い合わせ先
 - ア 入札及び契約に関する事項
〒158-0098
東京都世田谷区上用賀1-20-21
関東補給処用賀支処総務部会計課契約班 担当 北條
TEL 03-3429-5241（内線371）
MAIL youga-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp
 - イ 仕様書に関する事項
〒158-0098
東京都世田谷区上用賀1-20-21
関東補給処用賀支処総務部管理課営繕班 担当 加賀谷
TEL 03-3429-5241（内線323）